

目次

- 第1章 総論
  - 第1 趣旨
  - 第2 環境影響評価を行う基本的考え方
  - 第3 環境影響評価の項目
  - 第4 環境影響評価等の実施手順
  - 第5 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定
  - 第6 環境影響評価の実施
  - 第7 事業の実施中及び実施後の調査の実施

- 第2章 各論
  - 第1 大気汚染
  - 第2 悪臭
  - 第3 騒音
  - 第4 低周波音
  - 第5 振動
  - 第6 水質汚濁
  - 第7 水象
  - 第8 地盤沈下
  - 第9 土壌汚染
  - 第10 地形・地質
  - 第11 土地の安定性
  - 第12 日照阻害
  - 第13 反射光
  - 第14 植物・動物
  - 第15 生態系
  - 第16 景観・風景
  - 第17 人と自然との触れ合いの活動の場
  - 第18 廃棄物・発生土
  - 第19 大気汚染物質・水質汚濁物質
  - 第20 温室効果ガス等
  - 第21 放射線の量

第1章 総論

第1 趣旨

- 1 この技術指針は、山梨県環境影響評価条例（平成10年山梨県条例第1号）第5条第1項の規定により、環境影響評価並びに事業の実施中及び実施後の調査（以下「環境影響評価等」という。）が科学的かつ適切に行われるために必要な技術的事項について、すべての対象事業に共通するものとして定めるものである。
- 2 環境影響評価等を行うに当たっては、対象事業の内容並びに対象事業実施区域及びその周辺の自然的社会的状況を勘案して、この技術指針を基本としながらより優れた技術的手法の導入を図るとともにこの技術指針に記載のない事項についても検討することにより、環境影響評価の有効性を高めるよう努めるものとする。
- 3 この技術指針は、環境影響評価等に関する今後の科学的知見の進展、事例の積み重ね等に応じて、常に必要な科学的判断を加え、適宜改正を行うものとする。

第2 環境影響評価を行う基本的考え方

環境影響評価は、事業の実施が環境に必ず影響を及ぼすことを前提に対象事業実施区域及びその周

辺の環境を悪化あるいは低下させないため、事業の実施が環境に配慮しながら行われるよう、回避、最小化、代償の順で検討すること。

1 回避

ある行為の全部又は一部を行わないことにより、環境影響をできるかぎり回避すること。

2 最小化

ある行為の実施の規模又は程度を制限すること、若しくは影響を受けた環境を修復、再生又は復元することにより、環境影響をできるかぎり最小化すること。

3 代償

代用的な資源又は環境を置き換え若しくは提供することにより、環境影響を代償すること。

### 第3 環境影響評価の項目

環境基本法（平成5年法律第91号）第14条各号に掲げる事項の確保が図られるよう、次に掲げる項目を環境影響評価の項目として定めるものとする。なお、環境影響評価を行うに当たっては、入手可能な最新の知見の範囲内で、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に影響を及ぼす対象事業の内容（以下「事業特性」という。）並びに対象事業実施区域及びその周辺の自然的社会的状況（以下「地域特性」という。）を勘案して、必要に応じて項目を削除し、又は追加するものとする。

1 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持のため調査、予測及び評価されるべき項目

- (1) 大気汚染
- (2) 悪臭
- (3) 騒音
- (4) 低周波音（(3)に掲げるものを除く。）
- (5) 振動
- (6) 水質汚濁
- (7) 水象（(6)に掲げるものを除く。）
- (8) 地盤沈下
- (9) 土壌汚染
- (10) 地形・地質
- (11) 土地の安定性
- (12) 日照阻害
- (13) 反射光

2 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全のため調査、予測及び評価されるべき項目

- (1) 植物
- (2) 動物
- (3) 生態系

3 人と自然との豊かな触れ合いの確保のため調査、予測及び評価されるべき項目

- (1) 景観・風景
- (2) 人と自然との触れ合いの活動の場

4 環境への負荷の量の低減のため調査、予測及び評価されるべき項目

- (1) 廃棄物・発生土
- (2) 大気汚染物質・水質汚濁物質
- (3) 温室効果ガス等

5 一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき項目

- (1) 放射線の量

### 第4 環境影響評価等の実施手順

環境影響評価等を実施する手順は、次に示すとおりとする。

1 方法書の作成

方法書は、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法（当該手法が決定されていない場合にあつては、環境影響評価の項目）を選定するに必要と認める範囲内で、次の手順により作成する。

- (1) 対象事業の計画案の策定

対象事業の計画案に関し、次に掲げる情報を把握する。

ア 対象事業の種類

イ 対象事業実施区域の位置

ウ 対象事業の規模

エ その他対象事業に関する事項

既に決定されている対象事業の内容に係るものであって、その変更により環境影響が変化することとなるもの

(2) 地域特性の概況の把握

入手可能な最新の文献その他の資料（以下「既存資料等」という。）により、別表を参考に地域特性の概況を把握する。

(3) 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定

対象事業の計画案及び地域特性の概況を勘案して、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定する。

2 準備書の作成

準備書は、次の手順により作成する。

(1) 事業特性の把握

事業特性に関し、次に掲げる情報を把握する。

ア 対象事業の種類

イ 対象事業の規模

ウ 対象事業実施区域の位置

エ 対象事業の内容

オ 対象事業に係る工事計画の概要

カ その他対象事業に関する事項

(2) 地域特性の把握

事業特性を勘案の上、別表を参考に地域特性を把握する。

(3) 環境影響要因及び環境要素の抽出

対象事業に伴う環境影響を及ぼすおそれのある要因（以下「環境影響要因」という。）と環境要素を抽出する。なお、地域特性に応じ環境に配慮しようとする事項の内容及び程度についても検討を行う。

(4) 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定

方法書についての知事の意見を勘案するとともに、方法書についての環境の保全の見地からの意見を有する者の意見に配慮して、環境影響要因と環境要素との関連を分析し、影響を受けるおそれがある環境要素に係る項目の選定を行い、当該項目に係る調査、予測及び評価の手法の選定を行う。

(5) 調査

対象事業実施区域及びその周辺の環境の状況を把握し、予測を行うために必要な情報を得るための調査を行う。

(6) 予測

調査結果に基づき、対象事業の実施が環境に及ぼす影響について、その内容及び程度を把握するための予測を行う。

(7) 環境保全措置の検討

予測の結果に基づき、環境の保全のための措置（以下「環境保全措置」という。）の検討を行う。なお、検討結果を踏まえ、講ずることとした環境保全措置（事業計画の見直しを含む。）に係る予測及び評価を行う。

(8) 評価

調査及び予測並びに環境保全措置の検討結果に基づき、環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討することにより評価を行う。

(9) 総合評価

(4)において選定した項目（以下「選定項目」という。）の評価結果の相互の関係を検討することにより、総合的な評価を行う。

(10) 事後調査の計画策定

予測の不確実性の程度が大きい選定項目についての環境保全措置を講ずることとする場合、効

果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずることとする場合又は効果が判明するのに時間を要する環境保全措置を講ずることとする場合等において、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるときは、事業の実施中及び実施後の環境の状況の把握のための調査（以下「事後調査」という。）の計画を策定する。

### 3 評価書の作成

評価書は、準備書についての知事の意見を勘案するとともに、準備書についての環境の保全の見地からの意見に配慮して準備書の記載事項の再検討を行い作成する。

### 4 中間報告書及び完了報告書の作成

中間報告書及び完了報告書は、次の手順により作成する。

#### (1) 事業の実施中及び実施後の調査の実施

予測及び評価の結果を検証するため、評価書に記載された選定項目に係る環境の状況の調査を行うとともに、環境保全措置の効果を把握するため、当該措置の実施の状況の調査を行う。

#### (2) 環境保全措置の検討

調査の結果が予測の結果と明らかな不整合が生じた場合は、必要な環境保全措置の再検討を行う。

### 5 その他の留意事項

ア 方法書、準備書等の作成に当たっては、できる限り簡潔かつ平易な文章表現とし、学術的専門用語の使用は必要最小限にとどめるとともに必要な注釈を付すこと。また、視覚的な表示方法を用いかつ適切な縮尺の図譜を用いるなど、一般住民が理解しやすい記述に努めること。

イ 準備書及び評価書の作成に当たっては、一般住民が当該書面全体の内容を把握しやすいものとするため、その構成及び分量にも配慮するとともに、調査及び予測のための資料は、資料編として別冊とすること。また、予測の結果の記載に当たっては、予測の内容の検証が可能なように記述すること。

ウ 方法書を作成するに当たり、現地の予備調査を行った場合にはその内容を方法書に記載すること。

エ 方法書に調査の手法を記載する場合は、既に入手している情報の範囲内で、調査の地点数、経路、調査の期間、時期、時間帯、調査の方法等について、できる限り具体的に記述すること。

オ 既存資料等の引用に当たっては、当該資料等の出典（文献名、著者、作成時期、調査機関等）を明らかにできるよう整理すること。

カ 地域特性に係る情報は、既存資料等により把握するとともに、必要に応じ県、関係する市町村、専門家その他の当該情報に関する知見を有する者からその知見を聴取すること。

## 第5 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定

### 1 環境影響評価の項目の選定

第4の2の(4)の環境影響評価の項目の選定は、事業特性及び地域特性を勘案の上、環境影響要因が環境要素に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討して行う。なお、環境影響評価の項目の選定に当たっては、次の事項に留意すること。

ア 環境影響評価の項目の選定に当たっては、選定項目として選定した理由及び選定項目として選定しなかった場合はその理由を明らかにすること。

イ 環境影響評価の手法を選定し、又は環境影響評価を行う過程において項目の選定に係る新たな事情が生じた場合にあっては、必要に応じ選定項目の見直しを行うこと。

### 2 調査、予測及び評価の手法の選定

第4の2の(4)の調査、予測及び評価の手法の選定は、選定項目の特性、事業特性及び地域特性を勘案の上、客観的かつ科学的に検討し、第2章「各論」を参考として行う。なお、調査、予測及び評価の手法の選定に当たっては、次の事項に留意すること。

ア 調査、予測及び評価の手法の選定に当たっては、選定された手法及び選定の理由を明らかにすること。

イ 環境影響評価を行う過程において調査、予測及び評価の手法の選定に係る新たな事情が生じたときは、必要に応じ調査、予測及び評価の手法の見直しを行うこと。

### 3 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に当たっての留意事項

ア 調査及び予測の手法を選定するに当たっては、事業特性及び地域特性を勘案の上、選定項目を環境影響の程度に応じ、次のとおり分類して行うこと。

- (ア) 環境影響評価を詳細に行う項目
  - (イ) 環境影響評価を標準的に行う項目
  - (ウ) 環境影響評価を簡略化して行う項目
  - (エ) 一般的な環境保全対策で対応する項目
  - (オ) 環境影響評価を行わない項目
- イ 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の検討を行うに当たっては、事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ、必要に応じ専門家その他の環境影響評価の知見を有するものの助言を受けて行うこと。

## 第6 環境影響評価の実施

### 1 調査

- (1) 第4の2の(5)の調査は、次に掲げる調査の手法に関する事項について、選定項目の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、第2章「各論」を参考として行う。
- ア 調査事項
 

調査事項は、選定項目に係る環境要素の現状に関する情報又は気象、水象その他の自然的状況若しくは人口、土地利用、水域利用その他の社会的状況に関する情報とする。
  - イ 調査方法
 

調査方法は、既存資料等の入手、専門家からの科学的知見の聴取、現地調査その他の方法により調査すべき情報を収集し、その結果を整理し、及び解析する方法とする。
  - ウ 調査地域
 

調査地域は、対象事業の実施により選定項目に関する環境要素に係る環境影響を受けるおそれがある地域又は土地の形状が変更される区域及びその周辺の区域その他の調査に適切な範囲であると認められる地域とする。
  - エ 調査地点
 

調査地点は、調査の内容及び特に環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、地域を代表する地点その他の調査に適切かつ効果的であると認められる地点とする。
  - オ 調査期間等
 

調査に係る期間、時期又は時間帯（以下「調査期間等」という。）は、調査すべき情報を踏まえ、調査に適切かつ効果的であると認められる期間、時期又は時間帯とする。
- (2) 調査に当たっての留意事項
- ア 調査期間等のうち、季節変動又は日変化を把握する必要がある調査対象に係るものについては、これを適切に把握できるよう調査期間等を設定すること。
  - イ 既存資料等の文献名、調査の前提条件、調査地域及び調査期間等の設定の根拠、調査機関名、調査の日時、調査時の天候その他調査に係る事項の出自並びにその妥当性を明らかにできるようにすること。また、希少な動植物の生息又は生育若しくは貴重な地質の存在に関する情報については、必要に応じ、公開に当たって種及び場所を特定できないようにすることその他の希少な動植物等の保護のための必要な配慮を行うこと。
  - ウ 調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響の少ない手法を選定するよう留意すること。
  - エ 長期間の観測結果が存在しており、かつ、現地調査を行う場合にあっては、当該観測結果と現地調査により得られた結果とを比較できるようにすること。

### 2 予測

- (1) 第4の2の(6)の予測は、次に掲げる予測の手法に関する事項について、選定項目の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、第2章「各論」を参考として行う。
- ア 予測事項
 

予測事項は、対象事業の実施による環境の状況の変化又は環境への負荷量とする。
  - イ 予測時期等
 

予測の対象とする期間、時期又は時間帯（以下「予測時期等」という。）は、工事の実施による環境影響が最大になる時期、供用開始後定常状態になる時期、その他の予測に適切かつ効果的な期間、時期又は時間帯（供用開始後定常状態に至るまでに長期間を要する場合又は予測の前提条件が予測の対象となる期間内で大きく変化する場合にあっては、必要に応じ当該時期での予測に加え、中間的な時期）とする。

#### ウ 予測地域

予測地域は、調査地域及びその周辺のうちから適切に選択された地域とする。なお、選定項目の特性に応じて保全すべき対象の状況を踏まえ、地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれがある地点、保全すべき対象への環境影響を的確に把握できる地点その他の予測に適切な地点についても設定する。

#### エ 予測方法

予測方法は、環境の状況の変化又は環境への負荷量を、理論に基づく計算、模型による実験、事例の引用又は解析その他の手法により、定量的に把握する方法（定量的な把握が困難な場合にあっては、定性的に把握する方法）とする。

### (2) 予測に当たっての留意事項

- ア 環境影響評価に着手する段階で地域特性に応じ環境に配慮しようとする事項がある場合には、当該事項を前提として予測を行うこと。
- イ 予測の基本的な手法の特徴及びその適用範囲、予測地域の設定根拠、予測の前提条件、予測で用いた原単位及び係数その他の予測に関する事項について、選定項目の特性、事業特性及び地域特性に照らし、それぞれその内容及び妥当性を明らかにすること。
- ウ 対象事業以外の事業活動その他の地域の環境を変化させる要因によりもたらされる当該地域の将来的な環境の状況（将来の環境の状況の推定が困難な場合及び現在の環境の状況を勘案することがより適切な場合にあっては、現在の環境の状況）を勘案して予測を行うこと。
- エ 新規の予測の手法を用いる場合その他の環境影響の予測に関する知見が十分に蓄積されていない場合において、予測の不確実性の程度及び不確実性に係る環境影響の程度を勘案して必要と認めるときは、当該不確実性の内容を明らかにすること。
- オ 不確実性を有する予測の手法を選定する場合は、原則として環境影響が大きい場合を想定して予測を行うこと。

### 3 環境保全措置の検討

#### (1) 第4の2の(7)の環境保全措置の検討は、次に掲げる事項について、選定項目の特性、事業特性及び地域特性を勘案して行う。

- ア 環境影響がないと判断される場合及び環境影響の程度がきわめて小さいと判断される場合以外の場合にあっては、事業者により実行可能な範囲内で、選定項目に係る環境影響について第2に従い検討する。
- イ 国、県又は関係する市町村が実施する環境保全に関する施策によって、選定項目に係る環境要素に関する基準又は目標（以下「環境基準等」という。）が示されている場合には、当該環境基準等の達成に努めることを目的とする環境保全措置についても検討する。

#### (2) 環境保全措置の検討に当たっての留意事項

- ア 環境保全措置の検討に当たっては、代替案との比較検討、実行可能なよりよい技術が取り入れられているかどうかの検討その他の適切な検討を通じて、事業者により実行可能な範囲内で、選定項目に係る環境影響について第2に従い検討されているかどうかを検証すること。
- イ 環境保全措置の検討を行ったときは、次に掲げる事項を明らかにするように整理すること。
  - (ア) 環境保全措置の内容、実施主体その他の環境保全措置の実施の方法
  - (イ) 環境保全措置の効果及び必要に応じ当該環境保全措置の効果の不確実性の程度
  - (ウ) 環境保全措置を講ずるにもかかわらず存在する環境影響の程度
  - (エ) 環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれのある環境への影響
- ウ 代償による環境保全措置を講じようとする場合にあっては、環境影響を回避し、又は最小化させることが困難である理由を明らかにするとともに、損なわれる環境及び創出される環境に関し、それぞれの位置並びに損なわれ、又は創出される当該環境に係る環境要素の種類及び内容を十分比較し検討すること。
- エ 環境保全措置の検討を行ったときは、準備書の記載事項と実施するとしている環境保全措置との整合についても十分検証すること。
- オ 環境保全措置の検討に当たっては、環境保全措置の実施の内容について可能な限り具体的なものとすること。

### 4 評価

#### (1) 第4の2の(8)の評価は、次に掲げる評価の手法に関する事項について、選定項目の特性、事業特性及び地域特性を勘案して行う。

ア 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合においてはその結果を踏まえ、選定項目に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、第2に従いできる限り配慮されているかどうかを評価する手法とする。

イ 環境基準等が示されている場合には、当該環境基準等と調査及び予測の結果に整合が図られているかどうかを評価する手法についても検討する。

(2) 評価に当たっての留意事項

ア 事業者以外の者が行う環境保全措置の効果を見込む場合には、当該措置の内容を明らかにできるようにすること。

5 事後調査の計画

(1) 第4の2の(10)の事後調査の項目及び手法の選定に当たっては、次に掲げる事項をできる限り明らかにする。

ア 事後調査を行うこととした理由

イ 事後調査の項目及び手法

ウ 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合の対応方針

エ 中間報告書及び完了報告書の作成の時期についての基本的な考え方

オ 事業者以外の者が把握する環境の状況に関する情報を活用しようとする場合における当該事業

者以外の者との協力又は当該事業者以外の者への要請の方法及び内容

カ 事業者以外の者が事後調査の実施主体となる場合にあっては、当該実施主体の氏名（法人にあっては、その名称）並びに当該実施主体との協力又は当該実施主体への要請の方法及び内容

キ その他事後調査の実施に関し必要な事項

(2) 事後調査の計画の検討に当たっての留意事項

ア 事後調査の必要性、事業特性及び地域特性に応じ適切な項目を選定すること。

イ 事後調査を行う項目の特性、事業特性及び地域特性に応じ適切な手法を選定するとともに、事後調査の結果と環境影響評価の結果との比較検討が可能となるようにすること。

ウ 事後調査の実施に伴う環境への影響ができる限り小さい手法を選定すること。

第7 事業の実施中及び実施後の調査の実施

第4の4の調査は、次に掲げる事項について行う。

1 調査の内容

(1) 環境の状況の調査

ア 評価書に記載された事後調査については、その計画に従って実施する。

イ 前号以外の項目については、事業が環境に与える影響を勘案して、環境影響評価の結果と比較できるよう当該項目の特性、事業特性及び地域特性に応じ適切な手法を第6に準じて選定し、実施する。

(2) 環境保全措置の実施状況の調査

ア 環境保全措置の特性、事業特性及び地域特性に応じ当該措置の実施状況を把握するのに適切かつ効果的な手法を選定し、実施する。

イ 調査時点における気象の状況、水象の状況その他の環境保全措置の効果を検討するため必要な事項についても把握する。

2 調査結果の整理

ア 事業の実施状況と調査時期等の妥当性が明らかになるよう整理する。

イ 環境の状況と環境保全措置の実施状況の調査結果が対比できるよう整理する。

ウ 調査時点における気象の状況、水象の状況その他の環境保全措置の効果を検討するため必要な事項と併せ、環境保全措置の項目ごとに整理する。

3 調査結果の検討

ア 事業の実施状況、環境の状況、環境保全措置の実施状況及び効果並びに調査時点における気象の状況、水象の状況その他の事項との関連について検討するとともに、環境影響評価の結果との比較検討を行う。

イ 評価書において事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合に講ずることとした環境保全措置がある場合、事後調査の結果に基づき当該環境保全措置の実施について検討を行う。

#### 4 環境保全措置の再検討

調査の結果が環境影響評価の結果と異なった場合には、その原因を解析するとともに、当該対象事業の実施が環境に著しい影響を与えているときは、必要となる環境保全措置について検討する。

#### 5 その他の留意事項

ア 調査の結果、新たに環境保全措置を講ずることとした場合若しくは環境保全措置の内容を変更することとした場合は、当該環境保全措置の効果及び当該効果の不確実性の程度並びに当該効果を把握するための調査の手法についても検討を行うこと。

イ 調査を行う過程において新たな事情が生じたときは、必要に応じ調査の手法の再検討を行うこと。

ウ 環境影響評価において講ずるとした環境保全措置と、実際に講じた環境保全措置の実施状況及び効果について、事業の実施状況及び環境の状況との関連と併せ、明らかにできるよう整理すること。

別表 地域特性

情報の内容	区分
自然的状況	気象の状況
	水象の状況
	地形及び地質の状況
	動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況
	景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況
	一般環境中の放射性物質の状況
社会的状況	人口及び産業の状況
	交通の状況
	土地利用の状況
	河川、湖沼及び地下水等の利用の状況
	学校及び病院その他の環境の保全について特に配慮が必要な施設の状況及び住宅の配置の概況
	下水道等の整備の状況
	大気汚染、悪臭、騒音、低周波音、振動、水質汚濁、地盤沈下、土壌汚染その他の環境に係る状況（環境基準等の確保の状況を含む。）
	環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況
	その他の事項

## 第2章 各論

### 第1 大気汚染

#### 1 調査の手法

##### (1) 調査事項

次に掲げる事項のうちから予測及び評価に必要なものを選択する。

##### ア 大気質の状況

###### (ア) 環境項目

環境基本法第16条の規定に基づく環境基準（以下「環境基準」という。）が規定されている物質（ただし、光化学オキシダントは除く。）

###### (イ) 規制項目

大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第1項第2号、第3号、同条第4項及び第5項に規定する物質（ただし、（ア）に掲げる物質を除く。）

###### (ウ) 有害項目

大気汚染防止法第2条第9項に規定する物質（ただし、（ア）及び（イ）に掲げる物質を除く。）

###### (エ) その他の項目

一酸化窒素、浮遊粉じん、炭化水素（非メタン炭化水素に限る。）、その他必要な物質

##### イ 気象の状況

風向、風速、気温、日照、日射量、放射収支量、逆転層、その他の項目

##### ウ 地形・地物の状況

##### エ 土地利用の状況（将来の土地利用計画を含む。）

##### オ 主要な発生源の状況

##### (2) 調査地域

対象事業の実施が大気質に影響を及ぼすと予想される地域

##### (3) 調査方法

調査は、既存資料等の整理及び解析の方法又は現地調査の方法による。大気質及び気象の状況について現地調査を行う場合は、次に掲げる方法による。

##### ア 大気質の状況

###### (ア) 調査地点

調査地域における大気質の状況を適切に把握できる地点

###### (イ) 調査期間等

調査期間は、調査地域における年間を通じた大気質の状況を適切に把握できる期間とする。調査時期は、気象の変動等を考慮して設定する。

###### (ウ) 測定方法

「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年環境庁告示第25号）、「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年環境庁告示第38号）、「ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンによる大気の汚染に係る環境基準について」（平成9年環境庁告示第4号）その他の環境庁の告示若しくは通知で示されている方法及び日本工業規格に定める方法又はその他適切な方法

##### イ 気象の状況

調査地域における大気質の濃度を適切に予測するための気象の状況を把握できる調査地点並びに期間及び時期とし、測定方法は、「地上気象観測指針」（平成5年気象庁）、「高層気象観測指針」（平成7年気象庁）に定める方法又はその他適切な方法とする。

#### 2 予測の手法

##### (1) 予測事項

対象事業の実施により変化する大気汚染物質の濃度又は飛散、降下する量の状況

##### (2) 予測時期等

事業の実施中における工事の施工中の代表的な時期及び事業の実施後における事業活動が定常に達した時期

##### (3) 予測地域

対象事業の実施が大気質に影響を及ぼすおそれのある地域

(4) 予測方法

予測方法は、対象事業の計画、周辺の土地利用、気象、地形等を考慮して（特に、地形が複雑な場合その影響を考慮して）、次に掲げる方法から適切なものを選択し、又は組み合わせる。

- ア 大気拡散式
- イ 模型実験
- ウ 野外拡散実験
- エ 類似の事例の参照
- オ その他適切な方法

第2 悪臭

1 調査の手法

(1) 調査事項

次に掲げる事項のうちから予測及び評価に必要なものを選択する。

- ア 悪臭の状況
  - (ア) 悪臭物質の濃度  
悪臭防止法（昭和46年法律第91号）第2条第1項に規定する特定悪臭物質の濃度
  - (イ) 臭気指数  
悪臭防止法第2条第2項に規定する臭気指数
  - (ウ) 臭気強度
  - (エ) その他の悪臭物質の濃度
- イ 気象の状況  
風向、風速、気温、湿度、その他の項目
- ウ 地形・地物の状況
- エ 土地利用の状況（将来の土地利用計画を含む。）
- オ 悪臭の発生源の状況

(2) 調査地域

対象事業の実施による臭気が環境に影響を及ぼすと予想される地域

(3) 調査方法

調査は、既存資料等の整理及び解析の方法又は現地調査の方法による。臭気及び気象の状況について現地調査を行う場合は、次に掲げる方法による。

- ア 臭気の状態
  - (ア) 調査地点  
調査地域における臭気の状態を適切に把握できる地点
  - (イ) 調査期間等  
調査期間は、調査地域における年間を通じた臭気の状態を適切に把握できる期間とする。  
調査時期及び時間帯は、気象の変動及び対象事業により臭気が発生する時間帯等を考慮して設定する。
  - (ウ) 測定方法  
「特定悪臭物質の測定の方法」（昭和47年環境庁告示第9号）、「臭気指数の算定の方法」（平成7年環境庁告示第63号）に定める方法又はその他適切な方法
- イ 気象の状態  
臭気を適切に予測し、及び評価するための気象の状態を適切に把握できる調査地点、調査期間等とし、測定方法は、「地上気象観測指針」に定める方法又はその他適切な方法による。

2 予測の手法

(1) 予測事項

対象事業の実施により変化する臭気の状態

(2) 予測時期等

事業の実施中における工事の施工中の代表的な時期及び時間帯並びに事業の実施後における事業活動が定常に達した時期及び時間帯

(3) 予測地域

対象事業の実施による臭気が環境に影響を及ぼすおそれのある地域

(4) 予測方法

予測方法は、対象事業の計画、周辺の土地利用、気象、地形等を考慮して、次に掲げる方法から適切なものを選択し、又は組み合わせる。

- ア 大気拡散式
- イ 模型実験
- ウ 類似の事例の参照
- エ その他適切な方法

### 第3 騒音

#### 1 調査の手法

##### (1) 調査事項

次に掲げる事項のうちから予測及び評価に必要なものを選択する。

- ア 騒音の状況
- イ 地形・地物の状況
- ウ 土地利用の状況（将来の土地利用計画を含む。）
- エ 騒音の発生源の状況

##### (2) 調査地域

対象事業の実施による騒音が環境に影響を及ぼすと予想される地域

##### (3) 調査方法

調査は、既存資料等の整理及び解析の方法又は現地調査の方法による。騒音の状況について現地調査を行う場合は、次に掲げる方法による。

###### (ア) 調査地点

調査地域における騒音の状況を適切に把握できる地点

###### (イ) 調査期間等

調査期間及び時期は、調査地域における騒音の状況を適切に把握できる期間及び時期とする。調査時間帯は、地域特性及び対象事業により騒音が発生する時間帯等を考慮して設定する。

###### (ウ) 測定方法

###### a 環境騒音の測定方法

「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号）に定める方法又はその他適切な方法

###### b 特定騒音の測定方法

###### (a) 工場、事業場騒音

「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年厚生省、農林省、通商産業省、運輸省告示第1号）に定める方法又はその他適切な方法

###### (b) 道路交通騒音

「騒音に係る環境基準について」に定める方法又はその他適切な方法

###### (c) 航空機騒音

「航空機騒音に係る環境基準について」（昭和48年環境庁告示第154号）に定める方法又はその他適切な方法

###### (d) 鉄道、軌道等

「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」（昭和50年環境庁告示第46号、「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について」（平成7年12月環大第174号）に定める方法又はその他適切な方法

#### 2 予測の手法

##### (1) 予測事項

対象事業の実施により発生する騒音レベル及び伝搬の状況

##### (2) 予測時期等

事業の実施中における工事の施工中の代表的な時期及び時間帯並びに事業の実施後における事業活動が定常に達した時期及び時間帯

##### (3) 予測地域

対象事業の実施による騒音が環境に影響を及ぼすおそれのある地域

##### (4) 予測方法

予測方法は、対象事業の計画、周辺の土地利用、地形等を考慮して、次に掲げる方法から適切なものを選択し、又は組み合わせる。

- ア 伝搬理論式
- イ 経験的回帰式
- ウ 模型実験
- エ 類似の事例の参照
- オ その他適切な方法

#### 第4 低周波音

対象とする低周波音の周波数領域は、概ね100ヘルツ以下とする。

##### 1 調査の手法

###### (1) 調査事項

次に掲げる事項のうちから予測及び評価に必要なものを選択する。

- ア 低周波音の状況
- イ 地形・地物の状況
- ウ 土地利用の状況（将来の土地利用計画を含む。）
- エ 低周波音の発生源の状況

###### (2) 調査地域

対象事業の実施による低周波音が環境に影響を及ぼすと予想される地域

###### (3) 調査方法

調査は、既存資料等の整理及び解析の方法又は現地調査の方法による。低周波音の状況について現地調査を行う場合は、次に掲げる方法による。

###### (ア) 調査地点

調査地域における低周波音の状況を適切に把握できる地点

###### (イ) 調査期間等

調査期間及び時期は、調査地域における低周波音の状況を適切に把握できる期間及び時期とする。調査時間帯は、地域特性及び対象事業により低周波音が発生する時間帯等を考慮して設定する。

###### (ウ) 測定方法

低周波音に適する特性を有する測定器及び周波数分析器を用いて低周波音の状況を適切に把握する方法

##### 2 予測の手法

###### (1) 予測事項

対象事業の実施により発生する低周波音の音圧レベル、周波数特性並びに伝搬の状況

###### (2) 予測時期等

事業の実施中における工事の施工中の代表的な時期及び時間帯並びに事業の実施後における事業活動が定常に達した時期及び時間帯

###### (3) 予測地域

対象事業の実施による低周波音が環境に影響を及ぼすおそれのある地域

###### (4) 予測方法

予測方法は、対象事業の計画、周辺の土地利用、地形等を考慮して、次に掲げる方法から適切なものを選択し、又は組み合わせる。

- ア 伝搬理論式
- イ 経験的回帰式
- ウ 模型実験
- エ 類似の事例の参照
- オ その他適切な方法

#### 第5 振動

##### 1 調査の手法

###### (1) 調査事項

次に掲げる事項のうちから予測及び評価に必要なものを選択する。

- ア 振動の状況
- イ 地形・地質の状況
- ウ 土地利用の状況（将来の土地利用計画を含む。）
- エ 振動の発生源の状況

(2) 調査地域

対象事業の実施による振動が環境に影響を及ぼすと予想される地域

(3) 調査方法

調査は、既存資料等の整理及び解析の方法又は現地調査の方法による。振動の状況について現地調査を行う場合は、次に掲げる方法による。

(ア) 調査地点

調査地域における振動の状況を適切に把握できる地点

(イ) 調査期間等

調査期間及び時期は、調査地域における振動の状況を適切に把握できる期間及び時期とする。

調査時間帯は、地域特性及び対象事業により振動が発生する時間帯等を考慮して設定する。

(ウ) 測定方法

a 環境振動の測定方法

「日本工業規格 Z 8 7 3 5」に定める方法又はその他適切な方法

b 特定振動の測定方法

(a) 工場、事業場振動

「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」（昭和 5 1 年環境庁告示第 9 0 号）に定める方法又はその他適切な方法

(b) 道路交通振動

振動規制法施行規則（昭和 5 1 年総理府令第 5 8 号）第 1 2 条に定める方法又はその他適切な方法

(c) 鉄道、軌道等

「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」（昭和 5 1 年 3 月環境庁長官勧告）に定める方法又はその他適切な方法

2 予測の手法

(1) 予測事項

対象事業の実施により発生する振動レベル並びに伝搬の状況

(2) 予測時期等

事業の実施中における工事の施工中の代表的な時期及び時間帯並びに事業の実施後における事業活動が定常に達した時期及び時間帯

(3) 予測地域

対象事業の実施による振動が環境に影響を及ぼすおそれのある地域

(4) 予測方法

予測方法は、対象事業の計画、周辺の土地利用、地形・地質等を考慮して、次に掲げる方法から適切なものを選択し、又は組み合わせる。

ア 伝搬理論式

イ 経験的回帰式

ウ 実地実験

エ 類似の事例の参照

オ その他適切な方法

第 6 水質汚濁

1 調査の手法

(1) 調査事項

次に掲げる事項のうちから予測及び評価に必要なものを選択する。

ア 水質の状況

ア-1 公共用水域

(ア) 生活環境項目

生活環境の保全に関する環境基準が規定されている物質

- (イ) 健康項目  
人の健康の保護に関する環境基準が規定されている物質
- (ウ) 規制項目  
水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第3条に規定する排水基準が定められている物質（ただし、（ア）及び（イ）に掲げる物質を除く。）
- (エ) 要監視項目  
「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について」（平成5年3月環水管第21号）に掲げられている要監視項目（ただし、（ウ）に掲げる物質を除く。）
- (オ) 農薬項目  
「公共用水域等における農薬の水質評価指針について」（平成6年4月環水土第86号）及び「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針について」（平成2年5月環水土第77号）に掲げられている農薬（ただし（イ）、（ウ）及び（エ）に掲げる物質を除く。）
- (カ) 指標項目  
水温、外観、透明度又は透視度、塩素イオン、窒素類（形態別）、リン酸類（形態別）、濁度、電気伝導率、有機体炭素、陰イオン界面活性剤、クロロフィルa、その他必要な項目

#### ア-2 地下水の水質

- (ア) 地下水質に係る環境基準項目  
「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年環境庁告示第10号）に規定されている物質
- (イ) 水道水水質基準項目  
「水質基準に関する省令」（平成4年厚生省令第69号）に規定されている物質（ただし、（ア）に掲げる物質を除く。）
- (ウ) 地下水に係る指標項目  
水温、外観、透視度、塩素イオン、炭酸水素イオン、イオン構成、電気伝導率、その他必要な項目

#### ア-3 水底の底質

- (ア) 底質に係る項目  
「底質調査方法について」（昭和63年環水管第127号）に掲げられている物質
- (イ) その他必要な物質
- イ 水象の状況
- ウ 気象の状況
- エ 地形・地物の状況
- オ 利水等の状況
- カ 水質汚濁の発生源の状況

#### (2) 調査地域

対象事業の実施が水質に影響を及ぼすと予想される地域

#### (3) 調査方法

調査は、既存資料等の整理及び解析の方法又は現地調査の方法による。水質の状況について現地調査を行う場合は、次に掲げる方法による。

##### ア-1 公共用水域の水質の状況

- (ア) 調査地点  
調査地域における水質の状況を適切に把握できる地点
- (イ) 調査期間等  
調査期間は、調査地域における年間を通じた水質の状況を適切に把握できる期間とする。調査時期及び時間帯は、季節変動や利水状況等を考慮して設定する。
- (ウ) 測定方法  
「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）、「排水基準を定める総理府令の規定に基づく環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法」（昭和49年環境庁告示第64号）、「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について」（平成5年4月環水規第121号）、「公共用水域等における農薬の水質評価指針について」、「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指

針について」及び日本工業規格に定める方法又はその他適切な方法

ア-2 地下水の水質の状況

(ア) 調査地点

調査地域における地下水の水質の状況を適切に把握できる地点

(イ) 調査期間等

調査期間は、調査地域における年間を通じた地下水の水質の状況を適切に把握できる期間とする。調査時期は、季節変動等を考慮して設定する。

(ウ) 測定方法

「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」、「水質基準に関する省令」、「水質汚濁防止法施行規則第6条の2の規定に基づく環境庁長官が定める検定方法」（平成元年環境庁告示第39号）に定める方法又はその他適切な方法

ア-3 底質の状況

(ア) 調査地点

調査地域における底質の状況を適切に把握できる地点

(イ) 調査期間等

水質の調査期間のうち底質の状況を適切に把握できる時点

(ウ) 測定方法

「底質調査方法について」に定める方法及び日本工業規格に定める方法又はその他適切な方法

2 予測の手法

(1) 予測事項

対象事業の実施により変化する水質汚濁物質の濃度等の状況

(2) 予測時期等

事業の実施中における工事の施工中の代表的な時期及び事業の実施後における事業活動が定常に達した時期

(3) 予測地域

対象事業の実施が水質に影響を及ぼすおそれのある地域

(4) 予測方法

予測方法は、対象事業の計画、周辺の土地利用、水域の特性等を考慮して、次に掲げる方法から適切なものを選択し、又は組み合わせる。

ア 数理モデルを用いた予測式

イ 模型実験

ウ 類似の事例の参照

エ その他適切な方法

第7 水象

1 調査の手法

(1) 調査事項

次に掲げる事項のうちから予測及び評価に必要なものを選択する。

ア 水象の状況

(ア) 河川、用水路等の水象

河川及び用水路等の流域、流量、流況、底泥の堆積等の状況

(イ) 湖沼、池等の水象

水位、貯水量、流域、流出入水量、成層、循環、底泥の堆積等の状況

(ウ) 地下水、湧水の水象

地下水の水位、賦存形態、流動等の状況及び湧水の分布、湧出水量等の状況

イ 地形・地質の状況

雨水の流出、浸透に影響のある地形、地質、土質、土壌等の状況

ウ 降水量の状況

エ 植物の生育状況

オ 利水等の状況

カ 土地利用の状況（将来の土地利用計画を含む。）

- (2) 調査地域
    - 対象事業の実施が水象に影響を及ぼすおそれのある地域
  - (3) 調査方法
    - 調査は、流域ごとに既存資料等の整理及び解析の方法又は現地調査の方法による。水象及び地形・地質の状況について現地調査を行う場合は、次に掲げる方法による。
      - ア 水象の状況
        - (ア) 調査地点
          - 調査地域における水象の状況を適切に把握できる地点
        - (イ) 調査時期等
          - 調査期間は、調査地域における年間を通じた水象の状況を適切に把握できる期間とする。
          - 調査時期及び時間帯は、季節変動や利水状況等を考慮して設定する。
        - (ウ) 測定方法
          - 「水質調査方法」(昭和46年9月環水管第30号)、「底質調査方法について」に定める方法又はその他適切な方法
      - イ 地形・地質の状況
        - (ア) 調査地点
          - 調査地域における水象の状況を適切に把握できる地点
        - (イ) 調査時期等
          - 調査期間は、調査地域における年間を通じた水象の状況を適切に把握できる期間とする。
          - 調査時期及び時間帯は、季節変動等を考慮して設定する。
        - (ウ) 調査手法
          - 地形の調査手法は、測量、空中写真等の方法とする。地質の調査手法は、現地踏査、ボーリング調査、土質等の室内試験等の方法とする。
- 2 予測の手法
  - (1) 予測事項
    - 対象事業の実施により変化する水象の状況
  - (2) 予測時期等
    - 事業の実施中における工事の施工中の代表的な時期及び事業の実施後における事業活動が定常に達した時期
  - (3) 予測地域
    - 対象事業の実施が水象に影響を及ぼすおそれのある地域
  - (4) 予測方法
    - 予測方法は、対象事業の計画、周辺の土地利用、水域の特性、地形・地質等を考慮して、次に掲げる方法から適切なものを選択し、又は組み合わせる。
      - ア 数理モデルを用いた予測式
      - イ 模型実験
      - ウ 類似の事例の参照
      - エ その他適切な方法

## 第8 地盤沈下

### 1 調査の手法

- (1) 調査事項
  - 次に掲げる事項のうちから予測及び評価に必要なものを選択する。
    - ア 地盤沈下の状況
      - 地盤沈下の範囲、沈下量等
    - イ 地形・地質の状況
      - (ア) 地質、帯水層・加圧層の分布、地表の被覆・雨水浸透能の状況、軟弱地盤の分布状況、土層の透水性・圧密状況の特性等
      - (イ) 地形の状況及び形成過程
    - ウ 地下水の状況
      - (ア) 地下水の賦存形態、水位、流動、揚水等の状況
      - (イ) 湧水の分布、規模等の状況

エ 土地利用の状況（将来の土地利用計画を含む。）

(2) 調査地域

対象事業の実施により地盤沈下が生ずると予想される地域

(3) 調査方法

調査は、既存資料等の整理及び解析の方法又は現地調査の方法による。現地調査を行う場合は、次に掲げる方法による。

ア 地盤沈下の状況

(ア) 調査地点

調査地域における地盤沈下の状況を適切に把握できる地点

(イ) 調査期間等

調査地域における地盤沈下の状況を適切に把握できる期間

(ウ) 調査手法

水準測量、沈下計等を用いる方法とする。

イ 地形・地質の状況、地下水の状況、土地利用の状況

対象事業実施区域及びその周辺の地域で地盤沈下がある場合、及び地下水の揚水等により地下水の賦存状況に影響が予想される場合については、これらの事項についても調査を行う。

2 予測の手法

(1) 予測事項

対象事業の実施により発生する地盤沈下の範囲及び沈下量

(2) 予測時期等

事業の実施中における工事の施工中の代表的な時期及び事業の実施後における事業活動が定常に達した時期

(3) 予測地域

対象事業の実施による地盤沈下が影響を及ぼすおそれのある地域

(4) 予測方法

予測方法は、対象事業の計画、周辺の土地利用、地質、地下水の状況等を考慮して、次に掲げる方法から適切なものを選択し、又は組み合わせる。

ア 圧密沈下理論式

イ 類似の事例の参照

ウ その他適切な方法

第9 土壌汚染

1 調査の手法

(1) 調査事項

次に掲げる事項のうちから予測及び評価に必要なものを選択する。

ア 対象事業実施区域における過去の土地利用の状況

イ 土壌汚染の状況

(ア) 土壌汚染に係る環境基準が規定されている物質

(イ) その他の必要な物質

ウ 地下水の状況

エ 土壌、地質等の状況

オ 土地利用の状況（将来の土地利用計画を含む。）

カ 利水等の状況

キ 主要な発生源の状況

(2) 調査地域

対象事業の実施が土壌の環境に影響を及ぼすと予想される地域

(3) 調査方法

調査は、既存資料等の整理及び解析の方法又は現地調査の方法による。過去の土地利用の状況により土壌汚染の状況について現地調査を行う場合は、次に掲げる方法による。

(ア) 調査地点

調査地域における土壌汚染の状況を適切に把握できる地点

(イ) 測定方法

「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年環境庁告示第46号）、「底質調査方法について」に定める方法又はその他適切な方法

## 2 予測の手法

### (1) 予測事項

対象事業の実施により発生する土壌汚染の状況

### (2) 予測時期等

事業の実施中における工事の施工中の代表的な時期及び事業の実施後における事業活動が定常に達した時期

### (3) 予測地域

対象事業の実施が土壌の環境に影響を及ぼすおそれのある地域

### (4) 予測方法

予測方法は、対象事業の計画、土壌汚染の状況、地質等を考慮して、次に掲げる方法から適切なものを選択し、又は組み合わせる。

ア 土壌の改変の程度を把握し予測する方法

イ 類似の事例の参照

ウ その他適切な方法

## 第10 地形・地質

### 1 調査の手法

#### (1) 調査事項

次に掲げる事項のうちから地形・地質の状況について予測及び評価に必要なものを選択する。

(ア) 地形の状況、表層地質及び地質構造等

(イ) 学術上等から注目される地形・地質

#### (2) 調査地域

対象事業の実施が学術上等から注目される地形・地質に影響を及ぼすと予想される地域

#### (3) 調査方法

調査は、既存資料等の整理及び解析の方法又は現地調査の方法による。現地調査を行う場合は、次に掲げる方法による。

(ア) 調査地点

調査地域における地形・地質の状況を適切に把握できる地点又は経路

(イ) 調査手法

地形の調査手法は、現地踏査、測量、空中写真又はその他適切な方法とする。地質の調査手法は、現地踏査の方法とするが、必要に応じボーリング調査、物理探査、室内試験等の方法についても行う。

### 2 予測の手法

#### (1) 予測事項

対象事業の実施により改変を受ける学術上等から注目される地形・地質の変化の程度

#### (2) 予測時期等

事業の実施中における工事の施工中の代表的な時期及び事業の実施後における事業活動が定常に達した時期

#### (3) 予測地域

対象事業の実施が学術上等から注目される地形・地質に影響を及ぼすおそれのある地域

#### (4) 予測方法

予測方法は、対象事業の計画、地形・地質の状況等を考慮して、次に掲げる方法から適切なものを選択し、又は組み合わせる。

ア 地形の改変の程度を把握し予測する方法

イ 類似の事例の参照

ウ その他適切な方法

## 第11 土地の安定性

### 1 調査の手法

#### (1) 調査事項

次に掲げる事項のうちから土地の安定性の状況について予測及び評価に必要なものを選択する。

(ア) 地形の状況、表層土壌、表層地質及び地質構造等

(イ) 植生（根系を含む。）

(2) 調査地域

対象事業の実施が土地の安定性に影響を及ぼすと予想される地域

(3) 調査方法

調査は、既存資料等の整理及び解析の方法又は現地調査の方法による。現地調査を行う場合は、次に掲げる方法による。

(ア) 調査地点

調査地域における土地の状況を適切に把握できる地点

(イ) 調査手法

地形の調査手法は、現地踏査、測量、空中写真又はその他適切な方法とする。表層土壌、地質及び植生（根系を含む。）の調査手法は、現地踏査の方法とするが、必要に応じボーリング調査、物理探査、室内試験等の方法についても行う。

2 予測の手法

(1) 予測事項

対象事業の実施により変化する土地の安定性の状況

(2) 予測時期等

事業の実施中における工事の施工中の代表的な時期及び事業の実施後における事業活動が定常に達した時期

(3) 予測地域

対象事業の実施が土地の安定性に影響を及ぼすおそれのある地域

(4) 予測方法

予測方法は、対象事業の計画、地形・地質の状況等を考慮して、次に掲げる方法から適切なものを選択し、又は組み合わせる。

ア 斜面安定解析等の土質工学的手法

イ 類似の事例の参照

ウ その他適切な方法

第12 日照障害

1 調査の手法

(1) 調査事項

次に掲げる事項のうちから予測及び評価に必要なものを選択する。

ア 地形、工作物の状況

イ 土地利用の状況（将来の土地利用計画を含む。）

(2) 調査地域

対象事業の実施による日照障害が環境に影響を及ぼすと予想される地域

(3) 調査方法

調査は、既存資料等又は現地調査の整理及び解析により、調査地域の日陰の状況を把握する方法による。

2 予測の手法

(1) 予測事項

対象事業の実施による発生する日照障害の状況

(2) 予測時期等

事業の実施中における工事の施工中の代表的な時期及び事業の実施後における事業活動が定常に達した時期

(3) 予測地域

対象事業の実施による日照障害が環境に影響を及ぼすおそれのある地域

(4) 予測方法

予測方法は、対象事業の計画、周辺の土地利用、地形等を考慮して、次に掲げる方法から適切なものを選択し、又は組み合わせる。

- ア 理論的解析
- イ 類似の事例の参照
- ウ その他適切な方法

### 第13 反射光

#### 1 調査の手法

##### (1) 調査事項

次に掲げる事項のうちから予測及び評価に必要なものを選択する。

- ア 地形、工作物の状況
- イ 土地利用の状況（将来の土地利用計画を含む。）

##### (2) 調査地域

対象事業の実施による反射光が環境に影響を及ぼすと予想される地域

##### (3) 調査方法

調査は、既存資料等の整理及び解析の方法又は現地調査の方法による。現地調査を行う場合は、次に掲げる方法による。

###### (ア) 調査地点

調査地域における反射光の状況を適切に把握できる地点

###### (イ) 調査手法

地形の調査手法は、現地踏査、測量、空中写真又はその他適切な方法とする。

#### 2 予測の手法

##### (1) 予測事項

対象事業の実施により発生する反射光の状況

##### (2) 予測時期等

事業の実施後における事業活動が定常に達した時期

##### (3) 予測地域

対象事業の実施による反射光が環境に影響を及ぼすおそれのある地域

##### (4) 予測方法

予測方法は、対象事業の計画、周辺の土地利用、地形等を考慮して、次に掲げる方法から適切なものを選択し、又は組み合わせる。

- ア 理論的解析
- イ 類似の事例の参照
- ウ その他適切な方法

### 第14 植物・動物

環境影響評価の項目としての「植物」及び「動物」は相互に関連し、かつ「生態系」の構成要素であることから、これらの一体性を重視し、一括して記載した。

#### 1 調査の手法

##### 1-1 陸上植物

##### (1) 調査事項

次に掲げる事項のうちから予測及び評価に必要なものを選択する。

###### ア 植物相

- (ア) 種子植物、シダ植物
- (イ) その他の植物

###### イ 植生

- (ア) 現存植生
- (イ) 群落構造
- (ウ) 潜在自然植生

###### ウ 保全すべき植物種、植物群落の生育状況

##### (2) 調査地域

事業の実施が保全すべき植物種及び植物群落並びにその生育環境に影響を及ぼすと予想される地域

##### (3) 調査方法

調査は、既存資料等の整理及び解析の方法又は現地調査の方法による。現地調査を行う場合は、次に掲げる方法による。

(ア) 調査地点

調査地域における植物の状況を適切に把握できる地点

(イ) 調査期間等

調査期間は、調査地域における年間を通じた植物の状況を適切に把握できる期間とする。

調査時期は、開花期及び結実期等を考慮して設定する。

(ウ) 調査手法

a 植物相

生育種の確認及び生育環境の把握等による方法

b 植生

植生の調査手法は、植物社会学的群落調査法又は相観植生の把握及び生育環境の把握等による方法とする。潜在自然植生については、既存資料等を現地調査により補正する方法とする。

c 保全すべき植物種、植物群落の生育状況

分布状況、生育環境（その範囲及び位置を含む。）の状況等を確認する方法

## 1-2 陸上動物

### (1) 調査事項

次に掲げる事項のうちから予測及び評価に必要なものを選択する。

ア 動物種

(ア) ほ乳類、鳥類、は虫類、両生類

(イ) 昆虫類

(ウ) その他の無脊椎動物

イ 保全すべき動物の生息状況

### (2) 調査地域

事業の実施が保全すべき動物及びその生息環境に影響を及ぼすと予想される地域

### (3) 調査方法

調査は、既存資料等の整理及び解析の方法又は現地調査の方法による。現地調査を行う場合は、次に掲げる方法による。

(ア) 調査地点

調査地域における動物の状況を適切に把握できる地点又は経路

(イ) 調査期間等

調査期間は、調査地域における年間を通じた動物の状況を適切に把握できる期間とする。調査時期及び時間帯は、生活史の特性及び行動時間帯を考慮して設定する。

(ウ) 調査手法

a 動物種

生息種の確認及び生息環境の把握等による方法

b 保全すべき動物の生息状況

確認地点、生息環境（その範囲及び位置を含む。）の状況、繁殖状況、生活史、他の動物との関係等を確認する方法

## 1-3 水生生物

### (1) 調査事項

次に掲げる事項のうちから予測及び評価に必要なものを選択する。

ア 水生生物の状況

(ア) 水生生物相

水生生物の生態及び生息・生育環境等を考慮して、適切な区分により調査する。

(イ) 保全すべき水生生物の生育・生息状況

イ 漁獲対象魚類等

漁獲対象魚類等の種組成、放流の状況等

### (2) 調査地域

事業の実施が保全すべき水生生物及びその生息・生育環境に影響を及ぼすと予想される地域又は流域

### (3) 調査方法

調査は、流域ごとに既存資料等の整理及び解析の方法又は現地調査の方法による。現地調査を行う場合は、次に掲げる方法による。

#### ア 水生生物の状況

##### (ア) 調査地点

調査地域における水生生物の状況を適切に把握できる地点

##### (イ) 調査期間等

調査期間は、調査地域における年間を通じた水生生物の状況を適切に把握できる期間とする。調査時期及び時間帯は、開花期、結実期等又は生活史の特性及び行動時間帯を考慮して設定する。

##### (ウ) 調査手法

###### a 水生生物相

調査地域における年間を通じた水生生物の状況を把握できる適切な方法により、生息・生育種の確認及び生息・生育環境の把握等による方法

###### b 保全すべき水生生物の生育・生息状況

確認地点、分布状況、生息・生育環境（その範囲及び位置を含む。）の状況、繁殖状況、生活史、他の動植物等との関係等を確認する方法

#### イ 漁獲対象魚類等

聞き取り調査等による方法

## 2 予測の手法

### (1) 予測事項

予測事項は、保全すべき生物の生息・生育状況に与える影響を中心に、対象事業の実施により変化する生物の生息・生育状況及び生息・生育環境の変化の程度とする。

### (2) 予測時期等

事業の実施中における工事の施工中の代表的な時期及び事業の実施後における事業活動が定常に達した時期

### (3) 予測地域

対象事業の実施が保全すべき生物及びその生息・生育環境に影響を及ぼすおそれのある地域又は流域

### (4) 予測方法

予測方法は、対象事業の計画、周辺の土地利用、地形・地質、流域、水象、生物の状況、生物の生息・生育環境の状況等を考慮して、次に掲げる方法から適切なものを選択し、又は組み合わせる。

#### ア 生物及びその生息・生育環境（その範囲及び位置を含む。）の変化の程度を踏まえて解析する方法

##### イ 類似の事例の参照

##### ウ その他適切な方法

## 第15 生態系

地域特性や事業特性を勘案して、環境影響評価を行うために必要な範囲内で、その時点で最も科学的に妥当だと考えられる手法により、生態系の重要な「要素」及び「機能」を考慮して環境影響評価を行うこと。

### 1 調査の手法

既存資料等及び気象、地形・地質、水象、動植物等の調査結果を整理し、並びに必要な応じ、生態系の確認のための現地調査を行い、次に掲げる生態系の持つ「要素」及び「機能」について現況を把握する。

#### ア 要素

気候、地形・地質、水象、植生、動植物等の生態系を構成する重要な要素

#### イ 機能

ハビタット（生物の生息・生育地）、水源かん養、水質浄化、浸食防止等の生態系の果たす重要な機能

### 2 予測の手法

- (1) 予測事項  
対象事業の実施により生態系の重要な「要素」及び「機能」に与える影響の程度
- (2) 予測時期等  
事業の実施中における工事の施工中の代表的な時期及び事業の実施後における事業活動が定常に達した時期
- (3) 予測地域  
対象事業の実施が生態系の重要な「要素」又は「機能」に影響を及ぼすと予想される地域
- (4) 予測方法  
予測方法は、対象事業の計画、周辺の土地利用等及び次に掲げる事項を考慮して、生態系の重要な「要素」及び「機能」への影響を把握する方法とする。  
ア 生態系の立地条件に与える影響  
イ 生態系の面的な広がりを与える影響

## 第16 景観・風景

### 1 調査の手法

- (1) 調査事項  
次に掲げる事項のうちから予測及び評価に必要なものを選択する。  
ア 地域の風景の特性  
イ 主要な眺望地点の状況  
ウ 土地利用の状況（将来の土地利用計画を含む。）
- (2) 調査地域  
対象事業の実施が地域の風景や主要な眺望地点からの景観に影響を及ぼすと予想される地域又は地点
- (3) 調査方法  
調査は、既存資料等の整理及び解析の方法又は現地調査の方法による。地域の風景の特性及び主要な眺望地点の状況についての現地調査を行う場合は、次に掲げる方法による。  
ア 地域の風景の特性  
(ア) 調査地点  
調査地域における風景の状況を適切に把握できる地点  
(イ) 調査期間等  
調査期間は、調査地域における年間を通じた風景の状況を適切に把握できる期間とする。  
調査時期及び時間帯は、季節変化及び利用状況等を考慮して設定する。  
(ウ) 調査手法  
地域の風景の構成要素及びその特性を把握する方法  
イ 主要な眺望地点の状況  
(ア) 調査期間等  
調査期間は、主要な眺望地点における年間を通じた景観の状況及び利用状況を適切に把握できる期間とする。調査時期及び時間帯は、季節変化及び利用状況等を考慮して設定する。  
(イ) 調査手法  
主要な眺望地点からの景観の構成要素及びその特性を把握する方法

### 2 予測の手法

- (1) 予測事項  
対象事業の実施による地域の風景、主要な眺望地点から景観の変化の程度
- (2) 予測時期等  
事業の実施後における適切な時期
- (3) 予測地域  
対象事業の実施により風景に影響が及ぶおそれのある地域又は景観に影響が及ぶおそれのある主要な眺望地点
- (4) 予測方法  
予測方法は、対象事業の計画、地形、地被の状況等を考慮して、次に掲げる方法から適切なものを選択し、又は組み合わせる。  
ア 完成予想図、フォトモンタージュ、模型等の作成及び解析による方法

- イ 類似の事例の参照
- ウ その他適切な方法

## 第17 人と自然との触れ合いの活動の場

野外レクリエーションを通じた人と自然との触れ合いの活動及び日常的な人と自然との触れ合いの活動が一般的に行われる施設又は場への環境影響について環境影響評価を行うこと。

### 1 調査の手法

#### (1) 調査事項

次に掲げる事項のうちから予測及び評価に必要なものを選択する。

##### ア 人と自然との触れ合いの活動の場

(ア) 分布状況

(イ) 立地環境

(ウ) 利用の種類及び利用状況

##### イ 土地利用の状況（将来の土地利用計画を含む。）

#### (2) 調査地域又は地点

対象事業の実施が人と自然との触れ合いの活動の場に影響を及ぼすと予想される地域又は地点

#### (3) 調査方法

調査は、既存資料等の整理及び解析の方法又は現地調査の方法による。人と自然とのふれあい活動の場の状況について現地調査を行う場合は、次に掲げる方法による。

##### (ア) 調査期間等

調査期間は、調査地域における年間を通じた人と自然との触れ合いの活動の場の状況を適切に把握できる期間とする。調査時期及び時間帯は、利用時間及び季節変動等を考慮して設定する。

##### (イ) 調査手法

人と自然との触れ合いの活動の場の立地環境、利用の種類及び利用状況を把握する方法

### 2 予測の手法

#### (1) 予測事項

対象事業の実施による人と自然との触れ合いの活動の場の変化の程度

#### (2) 予測時期等

事業の実施中における工事の施工中における代表的な時期及び事業の実施後における事業活動が定常に達した時期

#### (3) 予測地域

対象事業の実施が人と自然との触れ合いの活動の場に影響を及ぼすおそれのある地域

#### (4) 予測方法

予測方法は、対象事業の計画、立地環境、利用の種類等を考慮して、類似事例を参考にする方法又はその他適切な方法とする。

## 第18 廃棄物・発生土

廃棄物、発生土（工事その他土地の形状の変更の実施に伴って生ずる土砂、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するものをいう。）の発生抑制又は処理・処分にかかる環境影響の低減のための措置について環境影響評価を行うこと。

### 1 予測の手法

#### (1) 予測事項

事業により発生する廃棄物・発生土の発生量及び処理・処分、再利用、再資源化等の状況

#### (2) 予測時期等

ア 事業の実施中における工事の施工中の代表的な時期及び工事の施工中の全期間並びに事業の実施後における事業活動が定常に達した時期

イ アに掲げるもののほか、太陽電池発電所にあつては、発電事業の終了時

#### (3) 予測方法

予測方法は、対象事業の計画の検討及び類似の事例を参考とする方法とする。

## 第19 大気汚染物質・水質汚濁物質

大気汚染物質・水質汚濁物質の排出抑制のための措置について環境影響評価を行うこと。

### 1 予測の手法

#### (1) 予測事項

事業により発生する大気汚染物質・水質汚濁物質の発生量及び排出抑制対策の効果等の状況

#### (2) 予測時期等

事業の実施中における工事の施工中の代表的な時期及び事業の実施後における事業活動が定常に達した時期

#### (3) 予測方法

予測方法は、対象事業の計画の検討及び類似の事例を参考とする方法とする。

## 第20 温室効果ガス等

温室効果ガス等（地球温暖化、オゾン層の破壊の原因となる物質をいう。）の排出抑制のための措置について環境影響評価を行うこと。

### 1 調査の手法

調査は、対象事業の実施により発生する温室効果ガス等の種類ごとの特性について、既存資料等により整理及び解析する方法とする。

### 2 予測の手法

#### (1) 予測事項

温室効果ガス等の種類ごとの発生量及び排出抑制対策の効果等の状況

#### (2) 予測時期等

事業の実施中における工事の施工中の代表的な時期及び工事の施工中の全期間並びに事業の実施後における事業活動が定常に達した時期

イ アに掲げるもののほか、太陽電池発電所にあつては、発電事業の終了時

#### (3) 予測方法

予測方法は、対象事業の計画の検討及び類似の事例を参考とする方法とする。

## 第21 放射線の量

一般環境中の放射性物質（工事その他土地の形状の変更の実施に伴い生ずるもの、及び事業の実施に伴い使用される燃料・原料等に含まれるもの。）の濃縮、拡散、流出の抑制又は処理・処分にかかる環境影響の低減のための措置について環境影響評価を行うこと。

### 1 調査の手法

#### (1) 調査事項

一般環境中の放射性物質の状況（空間線量率及び放射能濃度）の他、次に掲げる事項のうちから予測及び評価に必要なものを選択する。

ア 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境の状況

イ 土地利用の状況（将来の土地利用計画を含む）

ウ 利水等の利用の状況

#### (2) 調査地域

対象事業の実施が一般環境中の放射性物質の状況に影響を及ぼすと予想される地域

#### (3) 調査方法

調査は、既存資料等の整理及び解析の方法並びに現地調査の方法による。放射性物質の状況について現地調査を行う場合は、次に掲げる方法による。

##### (ア) 調査地点

事業実施区域及び一般環境中の放射性物質に係る影響を受けるおそれがある地点

##### (イ) 調査期間等

調査期間及び時期は、調査地域における放射性物質の状況を適切に把握できる期間及び時期とする。

##### (ウ) 調査手法

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に

より放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年8月30日法律第110号）に基づく空間線量率の調査手法などその他必要な精度を確保した方法

## 2 予測の手法

### (1) 予測事項

事業の実施及び供用に伴う放射線の量の変化の状況（事業の内容に応じ、放射性物質の発生、保管・集積、濃縮の量及び処理・処分等の状況）

### (2) 予測地域

対象事業の実施が一般環境中の放射性物質の状況に影響を及ぼすおそれのある地域

### (3) 予測時期等

事業の実施中における工事の施工中の代表的な時期及び施工中の全期間並びに事業の実施後における事業活動が定常に達した時期

### (4) 予測方法

予測方法は、計画策定時にあらかじめ検討した環境に配慮しようとする事項の内容を踏まえ、既往の放射性物質の知見に基づき定性的に予測する方法又は類似の事例を参考とする方法とする。

#### 附 則

この告示は、平成11年2月22日から施行する。

附 則（平成27年5月25日告示第183号）

この告示は、平成27年6月1日から施行する。

附 則（令和3年3月25日告示第98号）

この告示は、令和3年5月1日から施行する。